

# 電気設備工事特記仕様書

## 1 工事概要

1.1 工事名 25がんセンターサーバー室ほか空調設備改修工事  
1.2 工事場所 埼玉県北足立郡伊奈町小室780  
1.3 工期 約 日から令和年月日まで  
現場施工期間 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

1.4 工事科目 (O印の付いたものを適用する)

<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備	・テレビ共同受信設備
<input checked="" type="checkbox"/> 動力設備	・テレビ電波障害防除設備
<input checked="" type="checkbox"/> 電熱設備	・監視カメラ設備
<input checked="" type="checkbox"/> 電気保安技術者	・駐車場管制設備
<input checked="" type="checkbox"/> 受変電設備	・防犯、入退室管理設備
<input checked="" type="checkbox"/> 電力計量設備	・自動火災報知設備
<input checked="" type="checkbox"/> 発電設備	・自動閉鎖設備
<input checked="" type="checkbox"/> 構内情報通信網設備	・ガス漏れ火災警報設備
<input checked="" type="checkbox"/> 構内交換設備	・電話配管設備
<input checked="" type="checkbox"/> 情報表示設備	・中央監視制御設備
<input checked="" type="checkbox"/> 映像・音響設備	・医療関係設備
<input checked="" type="checkbox"/> 拡声設備 (非常放送設備)	・昇降機設備
<input checked="" type="checkbox"/> 誘導支援、呼出し設備	・仮設電源設備

1.5 指定部分 ◎無・有(工期:令和年月日)

1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)

1 専任期間の始期  
請負契約締結の日から、(現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間・令和年月日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2 専任期間の終期  
工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3 専任期間の中止  
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

1.7 建物概要  
病院棟 R.C.造、地上11階、地下1階、塔屋1階  
延面積61,070.68m<sup>2</sup>

1.8 工事概要  
病院棟空調設備改修工事に伴う電気設備改修工事

1.9 同時期旁注の関連工事 建築工事 機械設備工事

## 2 工事仕様

### 2.1 共通仕様

(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書(以下「特別共通仕様書」という)、国土交通省大臣官房官庁常務部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築設備工事標準規格(電気設備工事編)(以下「標準仕様書等」という)、及び監督員の指示に従い施工する。

なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時に最も適用する。

2.2 特記仕様 (特記事項の選択項目は、O印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。)  
○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。)

項目	特記事項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承認を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日にに関する法律(S63第91号)に定める行政機関の休日以外。 上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが※できる。・できない。
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で・設ける(規模)※設けない
7 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン※適用する・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
10 発生材処理	引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 (構外搬出処理費は、※本工事・別途) (1)引渡しを要するもの( ) (2)買取処分をするもの(銅屑・鉄屑 ) (3)再生資源化を図るもの(蛍光管 ) 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 (4)特別管理産業廃棄物( ) ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

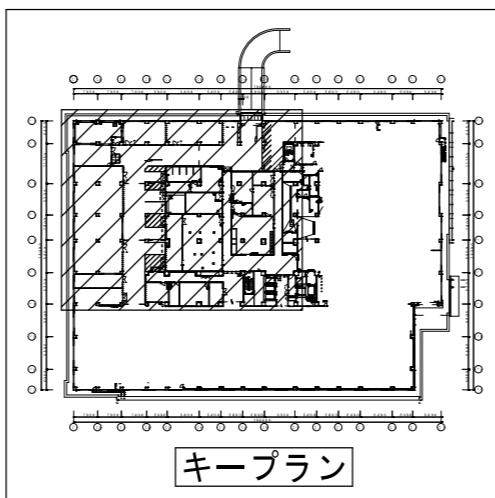
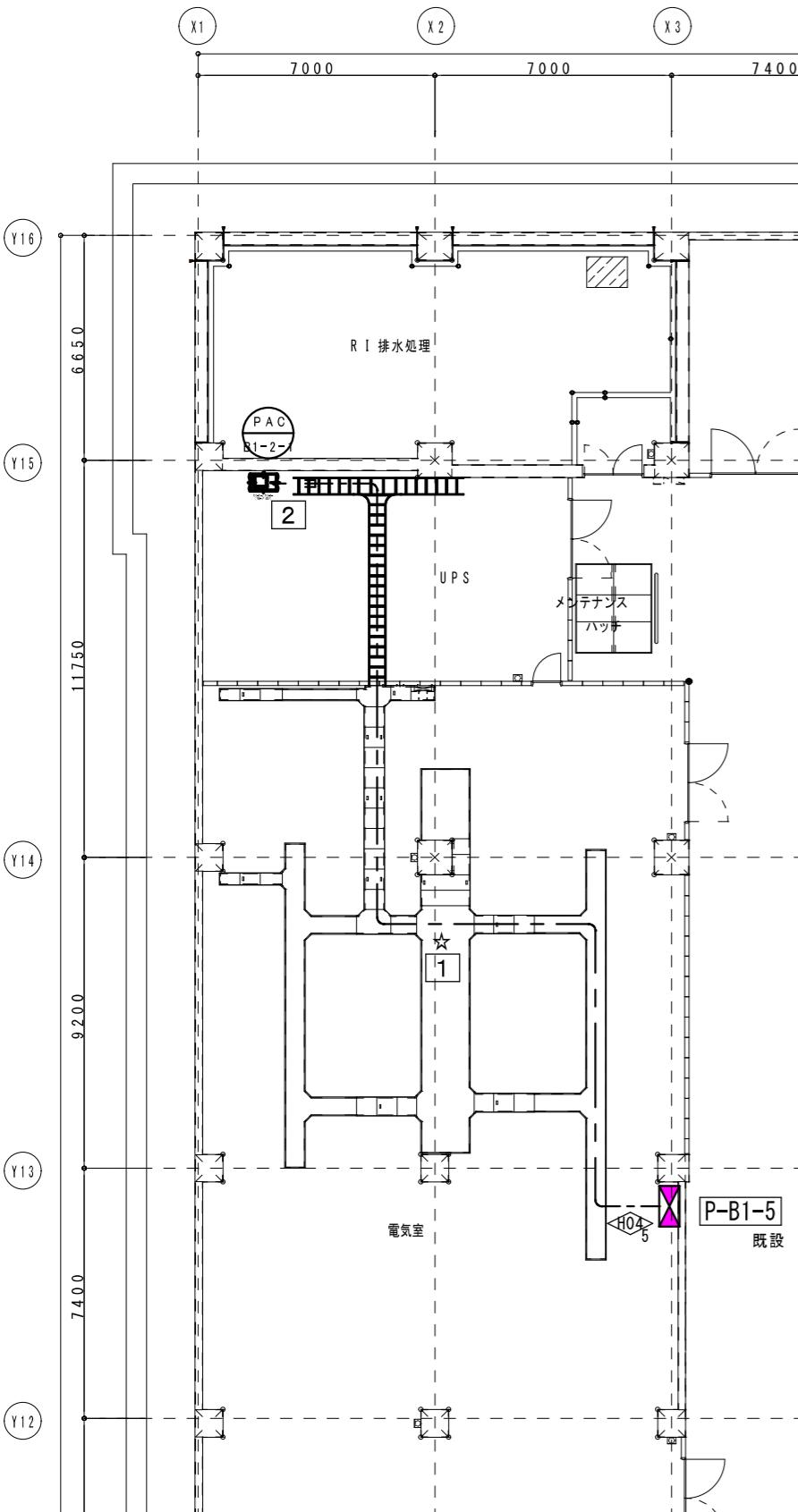
11 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で融融アメキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。				
12 鍵	盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。				
13 地中電線路	(1)管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table border="1"><thead><tr><th>敷き均し土</th><th>管種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管(VE) 耐衝撃性塗化ビニル管(HIVE) 波付硬質合成樹脂管(FEP) ポリエチレン被覆鋼管(PLP)</td></tr></tbody></table>	敷き均し土	管種別	良質土	硬質ビニル電線管(VE) 耐衝撃性塗化ビニル管(HIVE) 波付硬質合成樹脂管(FEP) ポリエチレン被覆鋼管(PLP)
敷き均し土	管種別				
良質土	硬質ビニル電線管(VE) 耐衝撃性塗化ビニル管(HIVE) 波付硬質合成樹脂管(FEP) ポリエチレン被覆鋼管(PLP)				
14 回路の種別 行先の表示	(2)地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは、平面特記による。 (3)地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面(舗装する部分では路盤面下)から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。 ハンドホール・ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、説明の種別、行先の表示を行う。				
15 電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付たうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をてもよい。ただし、接続はボックス内とする。				
16 電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし法としてもよい。				
17 接地工事	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／赤色で区別する。				
18 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。				
19 再生砂・再生碎石 再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に・使用できる。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1体の六価クロム溶出試験を行い土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。				
20 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量[kg]に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記な場合、設計用水平震度は、次による。				
21 施設用標準水平震度	設計用標準水平震度				
22 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーポルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あそと施工アンカーアソシエーションの資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合には、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合には、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。				
23 改修部分の足場	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前、図面に示す箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。				
24 墜落防止用器具 (フルハーネス型)	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 (1)内部足場※脚立足場 (2)外部足場※A種(組合足場)・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省基第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準で、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。				

25 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建築調査者により実施し、アスベスト使用有無に問わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
26 電気保安技術者	(a)受注者は、電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。 (b)電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。
27 工事用電力設備の保安責任者	(1)事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、一級電気工事施工監理技士又はこれらと同等の知識及び経験を有する者。 (2)一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気主任技術者の資格を有する者。 (3)電気保安技術者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人が兼任できる。 (d)電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。 (e)電気主任技術者を別途配置している電気工作物に係る工事においては、電気主任技術者及び監督員と協議し保安業務に支障がないよう努める。
28 その他	(a)受注者は、工事用電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき、有資格者を定め、監督員に報告する。 (b)保安責任者は、前項27の電気保安技術者が兼任できる。 (c)保安責任者は、適切な保安業務を行う。
29 その他の機器	(1)施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2)本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 (3)本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 (4)本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (5)特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐久性を有するものとする。 (6)改修工事を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 (7)受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 (8)本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 (9)特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10)工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すこと。

項目	特記事項
7 発電設備	・ディーゼル発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・燃料電池発電装置 ・太陽光発電装置 ・(概要)
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火警報警設備、拡声設備(非常放送設備)	(1)所持する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2)総合盤内の接端子は端子名を記入しておくものとする。 (3)ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官房常務部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。 なお、県営住宅の場合は、公共交通建設工事共通仕様書による。

2.4 取付高さ  
壁付、柱掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ (mm)	



動力制御盤リスト 改修前

盤名 盤形式 設置階	詳細番号 サイズ 容量	主開閉器 MCCB 3P AF/AT	負荷記号	負荷名称	電圧 ◎ 50Hz ・ 60Hz			分岐 開閉器 電源種別	主回路 回路記号	制御盤		中央監視盤		火災 信号 停止	二次側配管記録 回路 番号	配管配線サイズ	備考
					容量 (kW)	相 (φ)	電圧 (V)			操作 操作 表示	状態 表示	故障 表示	液面 表示				
P-B1-5 (B) 地下1階 電気室	IP-112 EM-DET1A 11.1kW	MCCB3P 100/100	PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-2-1	空調室内機No. 1 空調室内機No. 2 空調室内機No. 3 空調室内機No. 4 空調室内機No. 5 空調室内機No. 6 空調室内機No. 7	3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 0.75	3 3 3 3 3 3 1	200 200 200 200 200 200 200	H H H H H H H	M50 M50 M50 M50 M50 M50 M20	A1 A1 A1 A1 A1 A1 A1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25)	EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25)	日1階電気室系統 日1階電気室系統 日1階電気室系統 日1階電気室系統 日1階電気室系統 日1階電気室系統 B1階UPS系統	撤去	

動力制御盤リスト 改修後

盤名 盤形式 設置階	詳細番号 サイズ 容量	主開閉器 MCCB 3P AF/AT	負荷記号	負荷名称	電圧 ◎ 50Hz ・ 60Hz			分岐 開閉器 電源種別	主回路 回路記号	制御盤		中央監視盤		火災 信号 停止	二次側配管記録 回路 番号	配管配線サイズ	備考
					容量 (kW)	相 (φ)	電圧 (V)			操作 操作 表示	状態 表示	故障 表示	液面 表示				
P-B1-5 (B) 地下1階 電気室	IP-112 EM-DET1A 11.1kW	MCCB3P 100/100	PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-1-1 PAC-B1-2-1	空調室内機No. 1 空調室内機No. 2 空調室内機No. 3 空調室内機No. 4 空調室内機No. 5 空調室内機No. 6 空調室内機No. 7	3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 0.75	3 3 3 3 3 3 1	200 200 200 200 200 200 200	H H H H H H H	M50 M50 M50 M50 M50 M50 M20	A1 A1 A1 A1 A1 A1 A1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25)	EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25) EM-CE3.5-4C(E25)	日1階電気室系統 日1階電気室系統 日1階電気室系統 日1階電気室系統 日1階電気室系統 日1階電気室系統 B1階UPS系統	新設	

(凡例)

記号	名称	備考
■	動力分電盤	既設
— — —	ケーブルラック配線	
- - - - -	露出配管配線	

(配線凡例)

記号	電線・ケーブル	保護管	備考
①	EM-CE3.5□-3C(10E) EM-CE3.5□-4C(10E)	新設 ケーブルラック	既設
②	EM-CE3.5□-3C(10E) EM-CE3.5□-4C(10E)	新設 撤去	E31 撤去・新設

(注記)

- (1) 図中の ★ は配線のみの撤去・新設を示す。  
(2) 空調機手前1mは(F2 30)にすること。

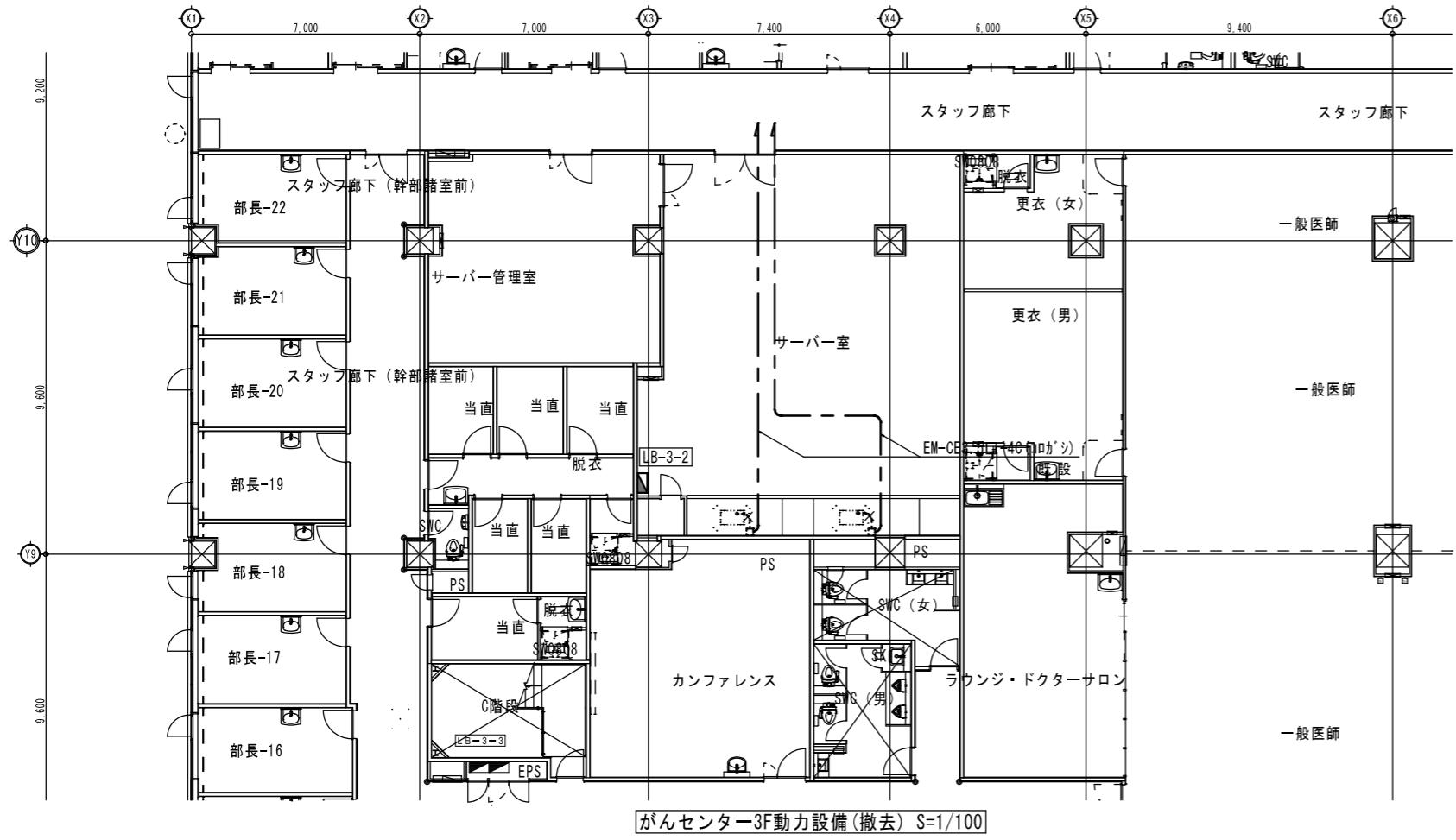
1 開閉器種別 M--MCCB3P E--ELCB3P  
1φ 200V回路はMCCB2P・ELCB2Pとする。  
3φ 400V回路はMCCB4P・ELCB4Pとする。  
2 開閉器定格電流値 (A/F/AT)  
20-50/20 30-50/30 125-225/125  
4 動力リスト中の電線種別は、下記の区分による。  
一般負荷 (AC) : 記入なし コージェネ負荷 (AC) : C  
保安負荷 (AC-GC) : H 重要負荷 (AC-GC) : J  
防災負荷 (AC-GO) : G UPS負荷 (UPS) : U  
7. 塗装式は下記による。  
A…鋼板對露出壁掛け形 W…防水形  
B…鋼板製自立形 F…第一種耐熱盤  
C…鋼板製壁掛け形 F2…第二種耐熱盤  
D…鋼板製壁半埋込形

改修対象外

がんセンターB1F動力設備(撤去・新設) S=1/100

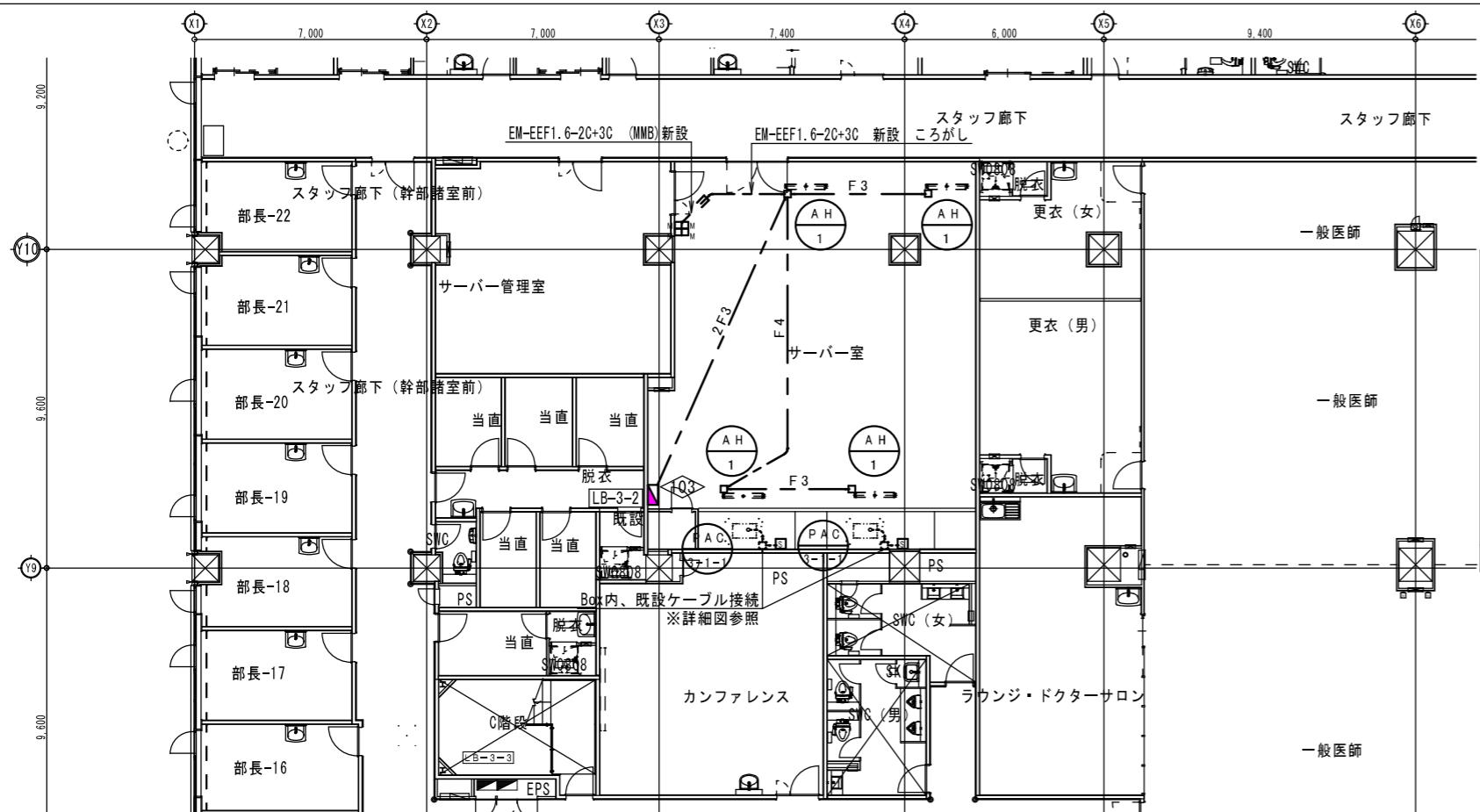
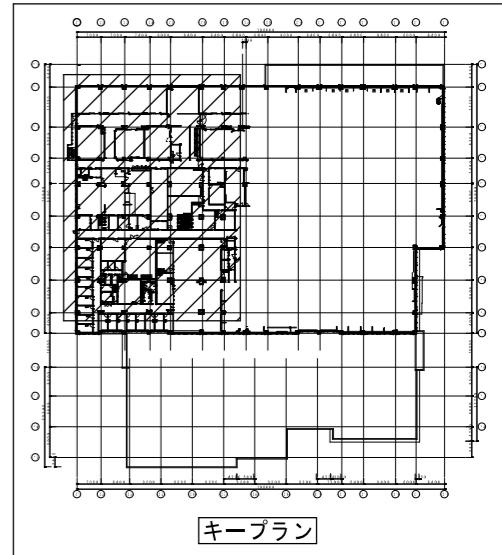
地 方 行 政 法 規 立 人 機 構	本部長	管理幹	主幹	主査	担当

工事 名 称	25がんセンターサーバー室ほか空調設備改修工事	
面 名 称	動力設備	3階平面図(撤去・新設)
縮 尺	A1:1/100	A3:1/200
日 付	令和7年6月	
備 考	株式会社 双設備研究所 一級建築士事務所登録 第(5)8378号	竹内 章二



記号	名称	備考
■	ア utレットボックス 中浅44	既設
- - -	EM-CE3.5□-4C (E25) (PF22)	撤去
— — —	コロガシ配線	
— - -	露出配管配線	

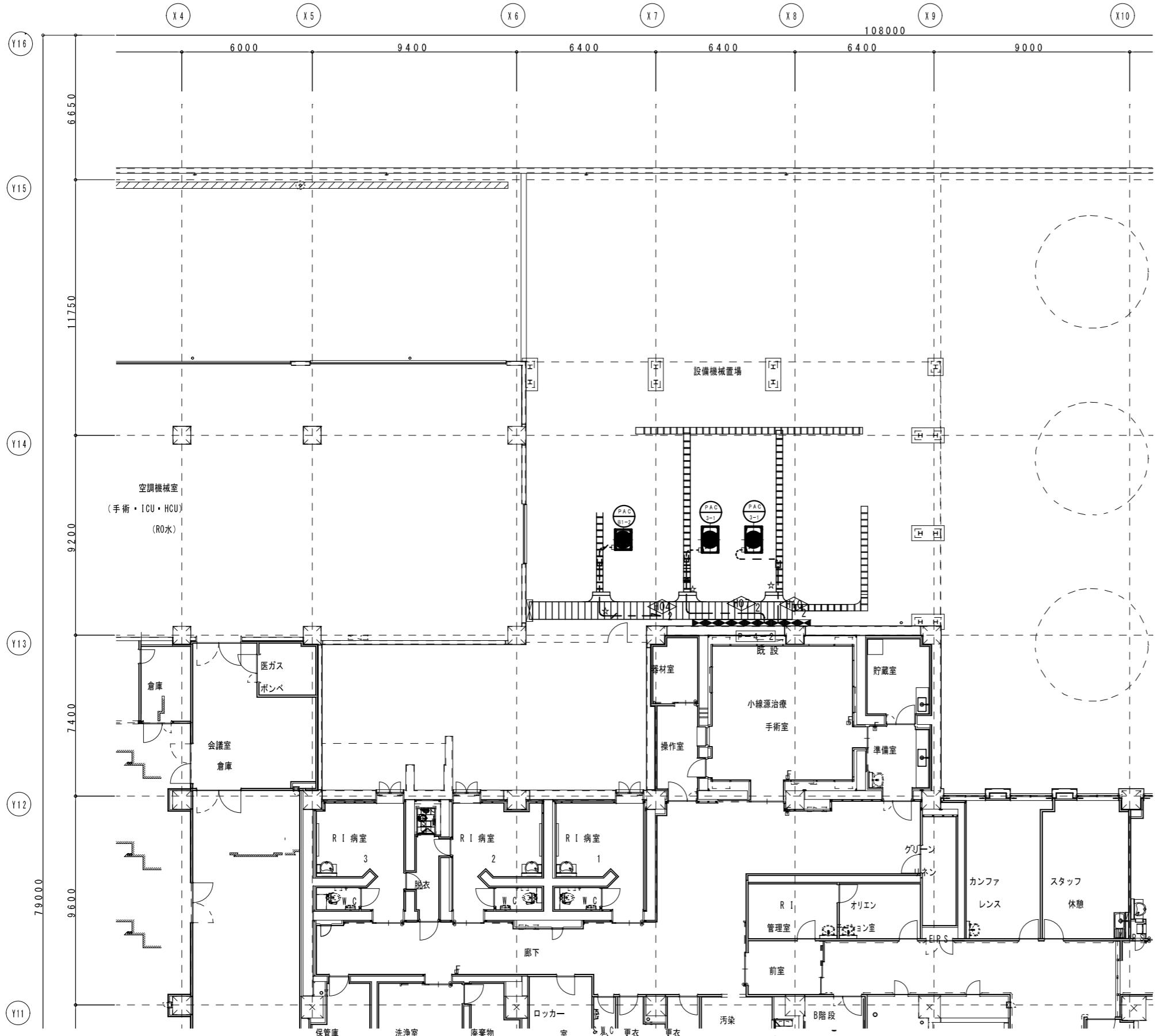
(注記)  
 (1) 図中 × は撤去を示す。  
 (2) 空調機手前1mのPF管も撤去とする。



記号	名称	備考
S	手元開閉器箱	MCCB 30AF × 1 新設
□	スイッチボックス1個用 (MMA)	新設 スイッチ機械設備支給
■	ア utレットボックス 中浅44	既設
□	ア utレットボックス 中浅44	新設
■ ■ ■	サキュレーター	別途機械工事
F 3	EM-EEF1.6-3C (ICE)	新設
F 4	EM-EEF1.6-4C (ICE)	新設
2F3	EM-EEF2.0-3C (ICE)	新設
- - -	EM-IE2.0×3+E2.0 (E19) (F2-17)	新設
— — —	空調機電源詳細図 S=N.S	
— - -	ころがし配線	
— - -	露出配管配線	

(注記)  
 (1) 空調機手前1mから2種可とう電線管(F2-17)にすること。  
 (2) サーバー室の施工順序はAH-1を先に新設した後にPAC-3-1-1を更新すること

地 方 行 政 機 構	独 立 人 事 務 所	本部長	管理幹	主幹	主査	担当	
						工事 名 称	国 面 名 称
						2.5がんセンターサーバー室ほか空調設備改修工事	動力設備 3階平面図(撤去・新設)
							E-03
						縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
						日 付	令和 7 年 6 月



## がんセンター4F動力設備(撤去・新設) S=1/100

地 方 行 政 建 病 院	獨 立 法 人 立 業 機 構	本部長	管理幹	主 幹	主 査	担 当

工事 名稱	25がんセンターサーバー室ほか空調設備改修工事		
面図 名稱	動力設備 4階平面図(撤去・新設)		E-04
縮尺	A1:1/100	A3:1/200	
日付	令和7年 6月		
株式会社 双 設 備 研 究 所 一級建築士事務所登録第(5)8378号 竹尾 良二			